

第3回 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会

次 第（書面開催）

1 報 告

- (1) 港南区複合公共施設（仮称）の平面プランの最終報告について（資料③）
今まで皆様からいただいたご意見を踏まえ、資料③のとおり平面プランを確定しましたので報告します。
- (2) 中央分離帯の計画について（資料④）
第1回建設懇談会でご意見をいただいた中央分離帯について、資料④のとおり場所を移動して設ける方向となりましたので報告します。
- (3) 圏域及び施設名称について（資料⑤）
地域ケアプラザの圏域及び施設の名称については資料⑤のとおり、区役所の最終案を決定しましたので報告します。

2 事務連絡

- (1) 第3回建設懇談会の内容について、3月に建設懇談会だより（第3号）を発行する予定です。各自治会町内会会長の皆様には回覧の御協力をいただければと思いますので、宜しくお願いいたします。
- (2) 令和3年3月に設置した港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会については、設置要綱（資料②）第3条に規定された「施設内容について意見交換を行い、市当局へ提言する」という任務が終了したため、第3回をもって「解散」とさせていただきます。
- (3) 令和4年秋頃から建築工事に着手し、令和6年度の施設開所を予定しています。工事期間中にご迷惑をおかけするかと思いますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○配付資料

- ① 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会委員名簿
- ② 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会設置要綱
- ③ 港南区複合公共施設（仮称）図面（確定版）
- ④ 中央分離帯の計画について
- ⑤ 「地域包括支援センター圏域」及び「施設名称」について

港南区複合公共施設(仮称)建設懇談会名簿

令和4年2月8日

地域住民の方

敬称略

番号		名 前	所 属 な ど
1	委員長	三橋 茂樹	永野連合町内会 会長 南高台町内会長
2	副委員長	山田 敏明	上永谷富士見台自治会長
3	副委員長	阿曾 弘美	丸山台自治会長
4	委員	臼居 一郎	上野庭町内会長
5	委員	高橋 克彦	上永谷町内会長 永野地区 社会福祉協議会 副会長
6	委員	西澤 正彦	上永谷月見ヶ丘睦会長
7	委員	中山 義夫	いずみプラザ上永谷自治会長
8	委員	田村 政美	下野庭町内会長
9	委員	岡田 栄	勸永町内会長
10	委員	高橋 文典	菱興上永谷自治会長
11	委員	奥嶋 敬司	美晴台自治会長
12	委員	渡邊 正一	永野地区 社会福祉協議会 会長
13	委員	黒川 暁博	永野地区 社会福祉協議会 副会長 永野地区 民生委員児童委員協議会 会長
14	委員	池田 秀子	永野地区 保健活動推進員会 代表
15	委員	依田 秀穂	永野地区 シルバークラブ連合会 代表
16	委員	片伯部 富	永野地区 福祉ネットワーク 代表

港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会設置要綱

制定 令和3年3月24日

（趣旨）

第1条 地域ケアプラザ、コミュニティハウス、南部児童相談所等の3施設を複合した港南区複合公共施設（仮称）の建設にあたり、市当局に対し、区民や利用者の意見を反映させるため、港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 懇談会は、「港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会名簿」の委員をもって構成する。

（任務）

第3条 港南区複合公共施設（仮称）に関連した施設内容について意見交換を行い、市当局に提言する。

（任期）

第4条 懇談会の設置期間は、原則として任務の終了までとする。

（会議の運営）

第5条 懇談会は委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

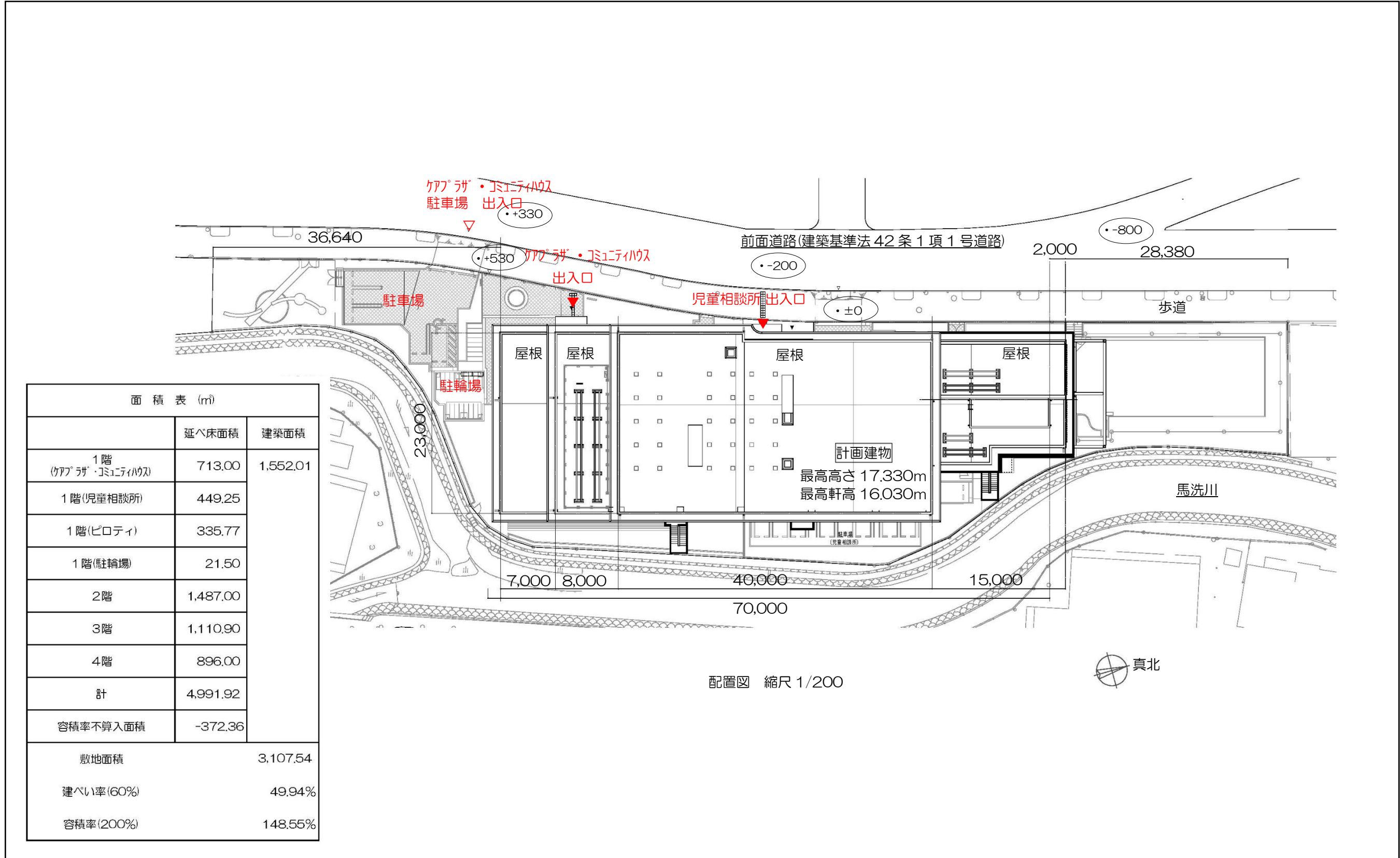
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

（事務局）

第6条 この懇談会の事務局は、港南区役所総務部区政推進課に置く。

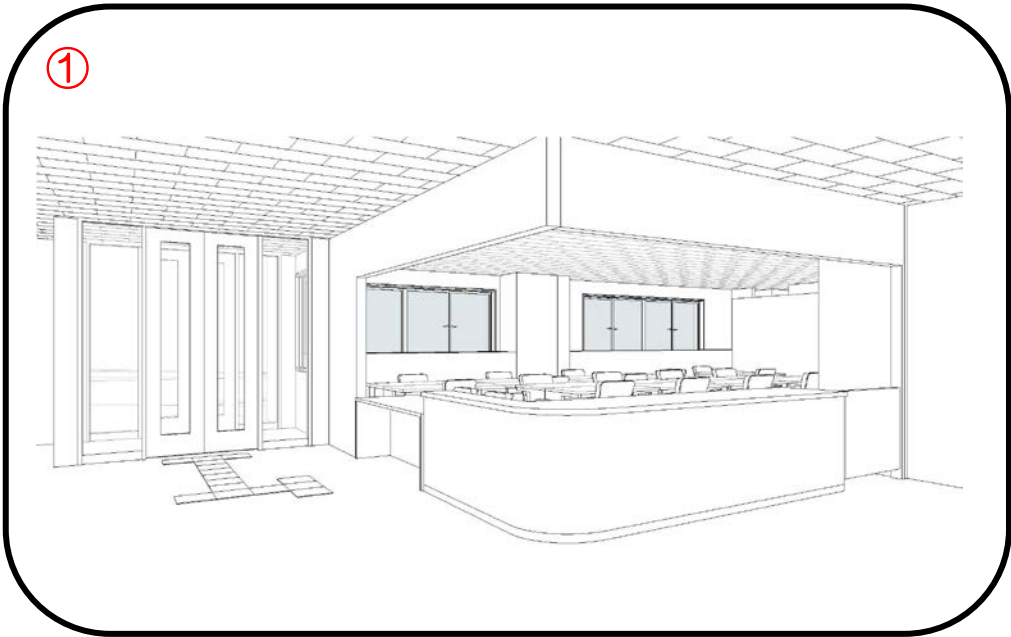
（附則）

第7条 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

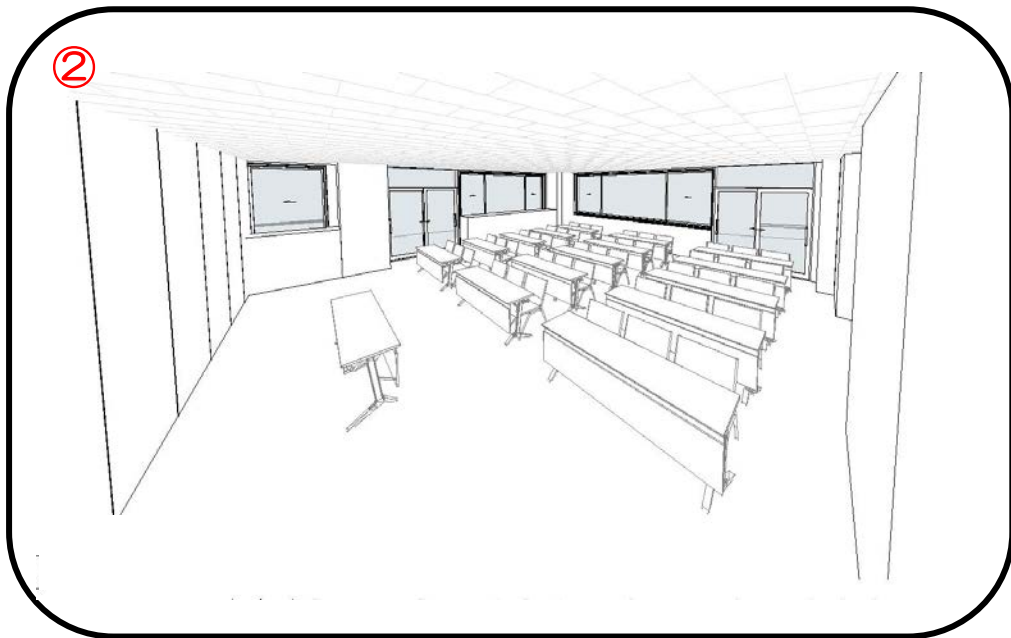


面積表 (m)		
	延べ床面積	建築面積
1階 (ケアラサ・コミュニティ)	713.00	1,552.01
1階 (児童相談所)	449.25	
1階 (ピロティ)	335.77	
1階 (駐輪場)	21.50	
2階	1,487.00	
3階	1,110.90	
4階	896.00	
計	4,991.92	
容積率不算入面積	-372.36	
敷地面積		3,107.54
建ぺい率(60%)		49.94%
容積率(200%)		148.55%

※今後の諸手続きにより、変更となる場合があります。



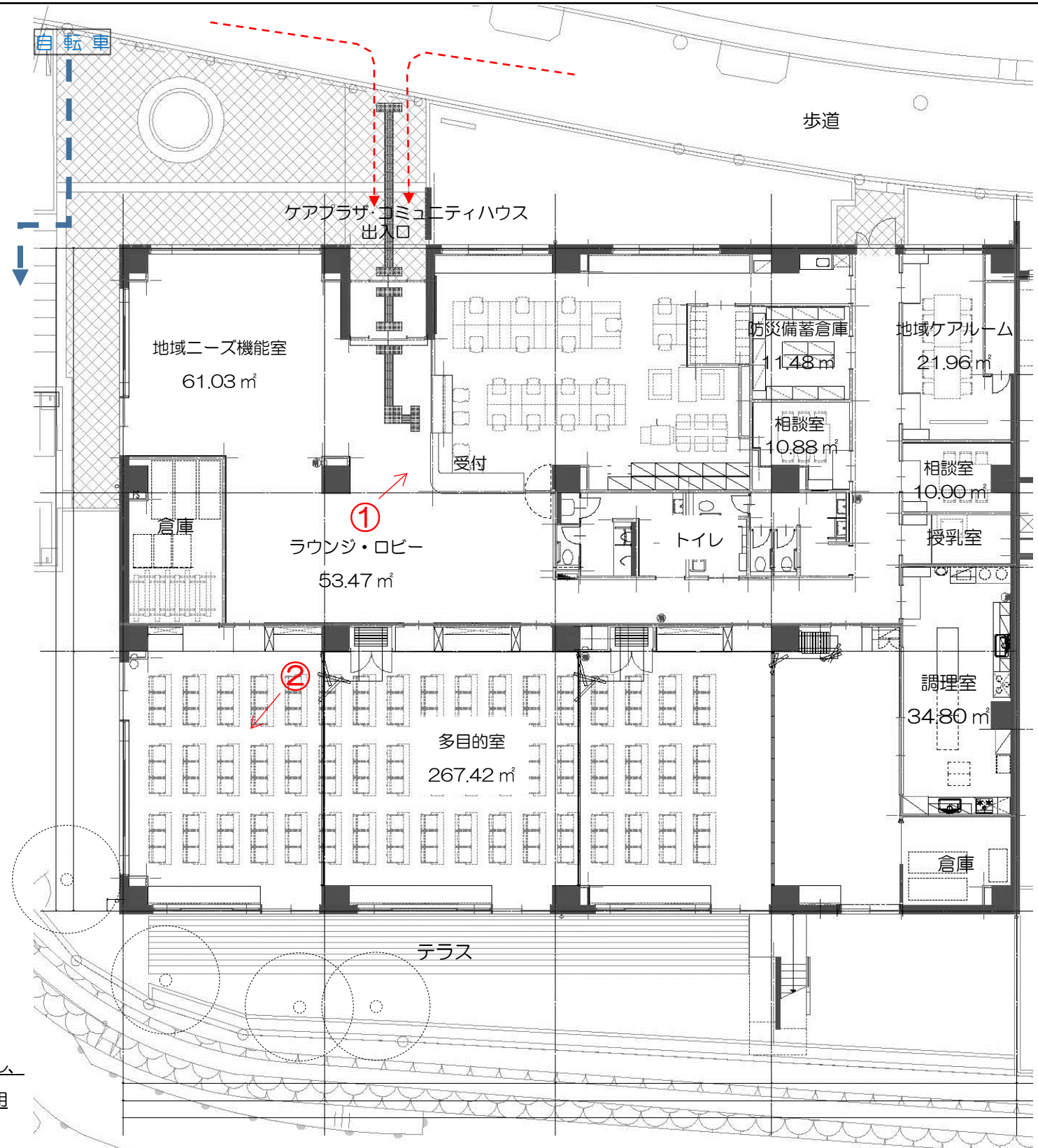
【受付 イメージ】



【多目的室(分割利用) イメージ】

【既存の桜の木の整備方針】

既存を残す計画としているが、工事の際に根の状況などを確認し、残すことが難しいと判断される場合には、川沿いおよび地域利用スペースに面して、新規の桜を植樹する計画とする

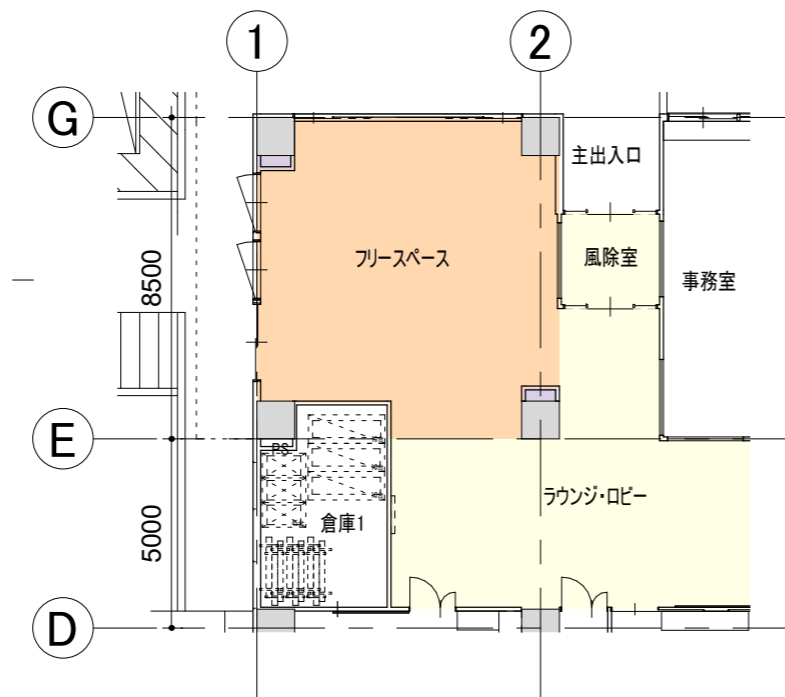


※今後の諸手続きにより、変更となる場合があります。

≪地域ニーズ室≫

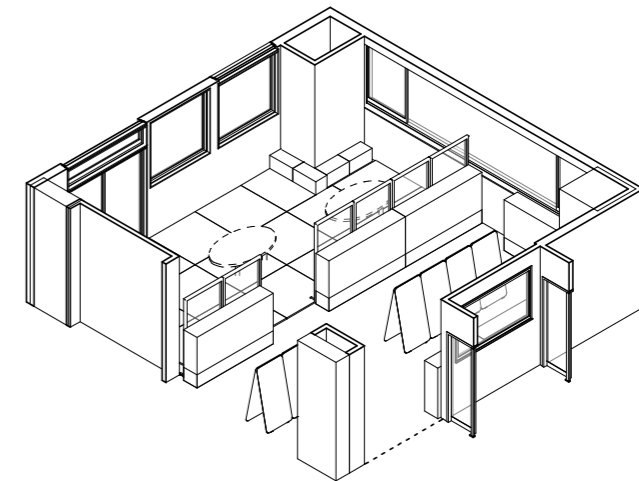
【地域ニーズ室の整備方針】

- 地域の方々からのご意見を頂いた結果、様々な利用方法や利用者が想定されることから、地域ニーズに柔軟に対応できる空間(フリースペース)とする。
- 可動式間仕切りを設置した場合、間仕切りの収納スペースが必要となり、ラウンジ・ロビーからの出入りや、見通しに制限がかかることから、空間を仕切る壁は無くした計画とする。
- フリースペース内は、様々な利用方法に対応できるよう、パーティション等の備品で容易にスペースを確保できる計画とする。

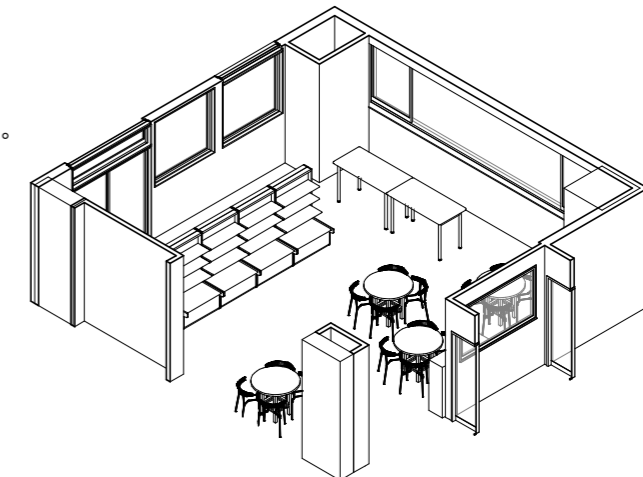


≪使用イメージ≫

- パターン1
『キッズスペース』と『ギャラリー』
・パーティションを利用し、利用時のサイズに合わせ、スペースを確保する。
・ショーケースなどを設置し
個展の開催や、作品展示を行う。



- パターン2
『談話・休憩』と『地域活動等(フリー)』
・椅子やテーブルを設置し
誰でも使えるフリースペースとして開放。
・棚やテーブルを配置しお弁当販売や、
作品販売の場として使用。

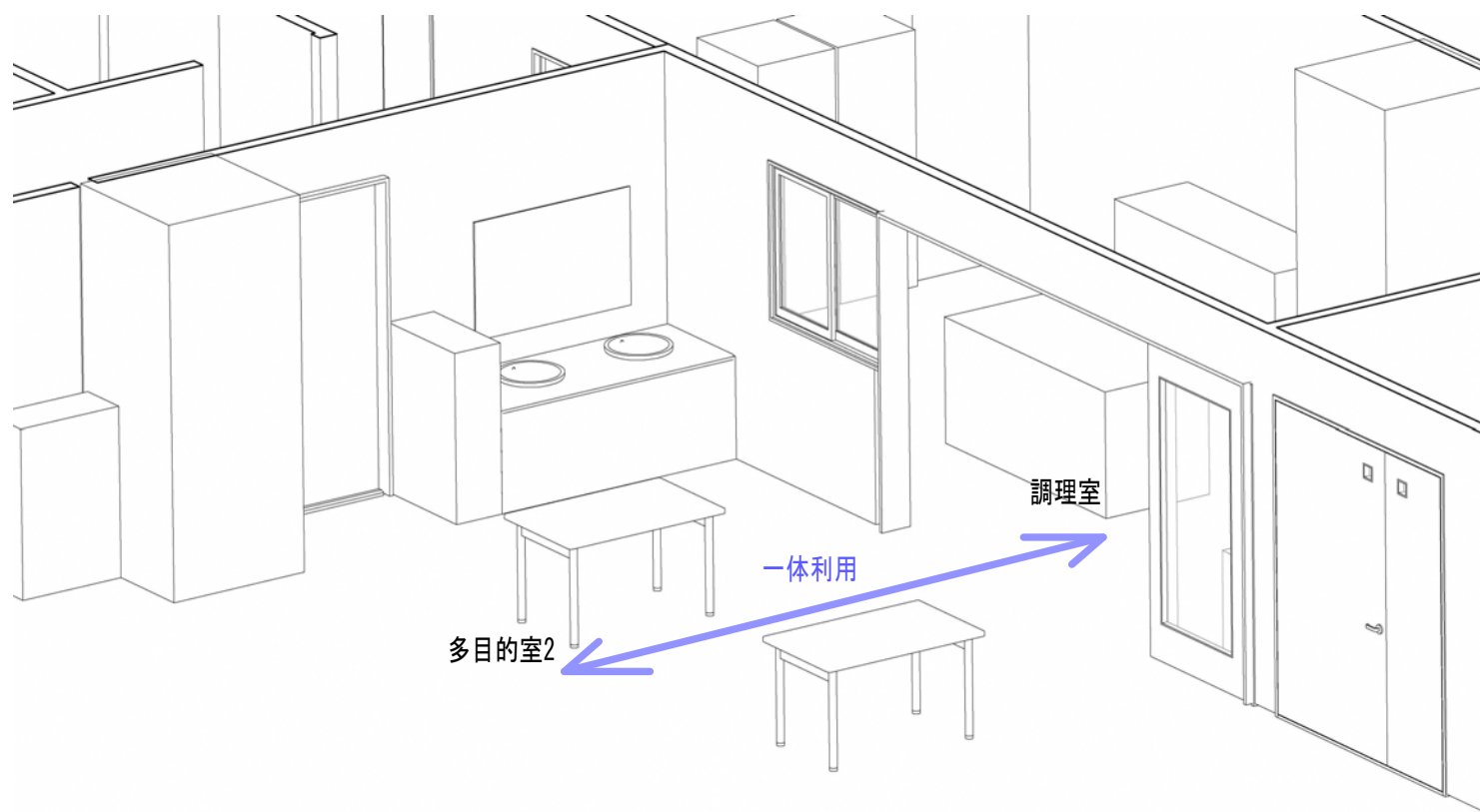


【設計コンセプト】

- ・家庭的な仕様の備品を採用し、親しみやすく温かみのある調理室とする。
(業務用の器具は使用しない)
- ・流し台、レンジは壁沿いに並べ中央に作業台を配置し作業スペースを広く取る。
- ・調理室を、より有効に利用できるよう多目的室と一体利用をする。
※右上パース参照
- ・可動式のテーブルを使用し、様々な利用要望に対応する。



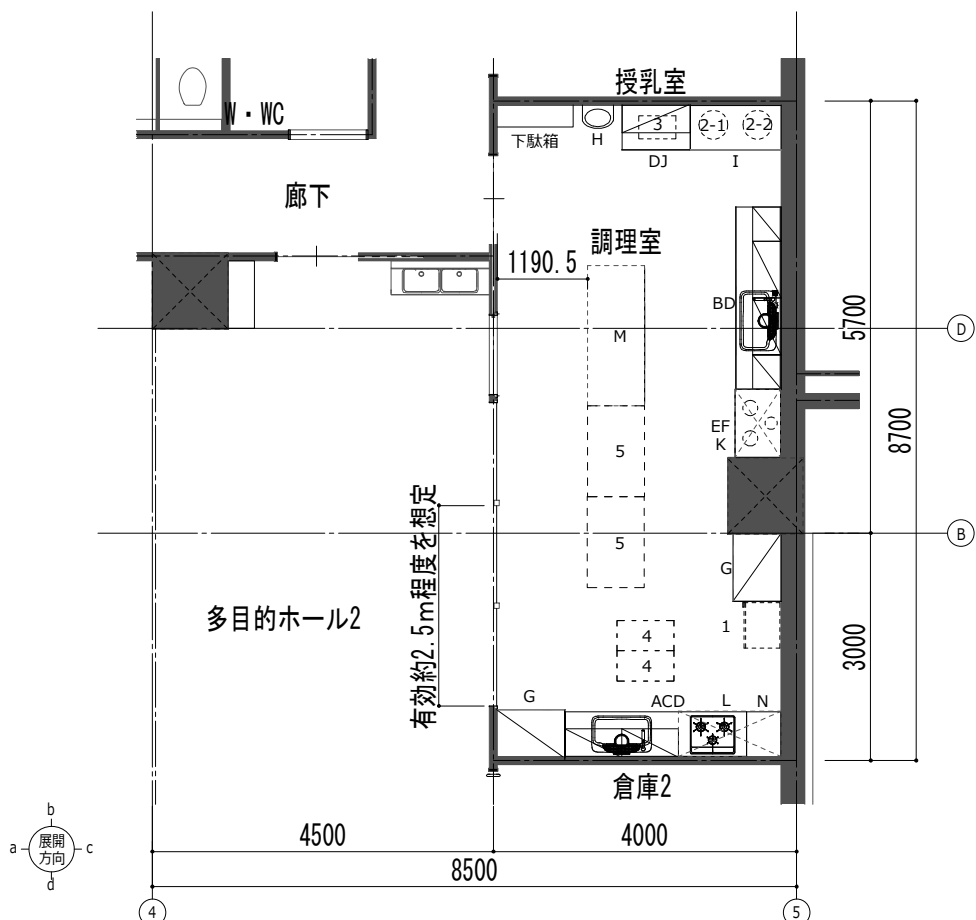
◎多目的室2と調理室の一体利用イメージ



角脚 / キャスター



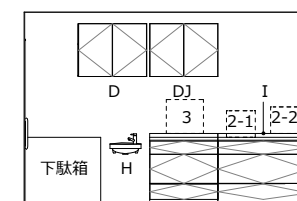
※可動式テーブルイメージ



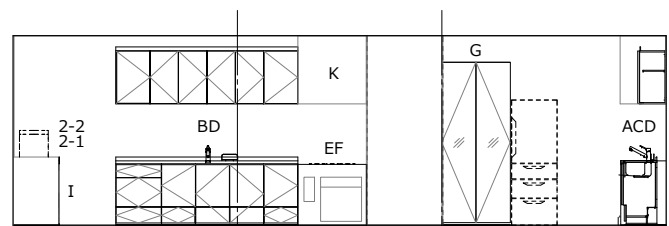
1 1FL (調理室プラン) 1:100



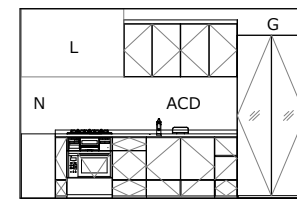
2 調理室 - a 1:100



3 調理室 - b 1:100



4 調理室 - c 1:100

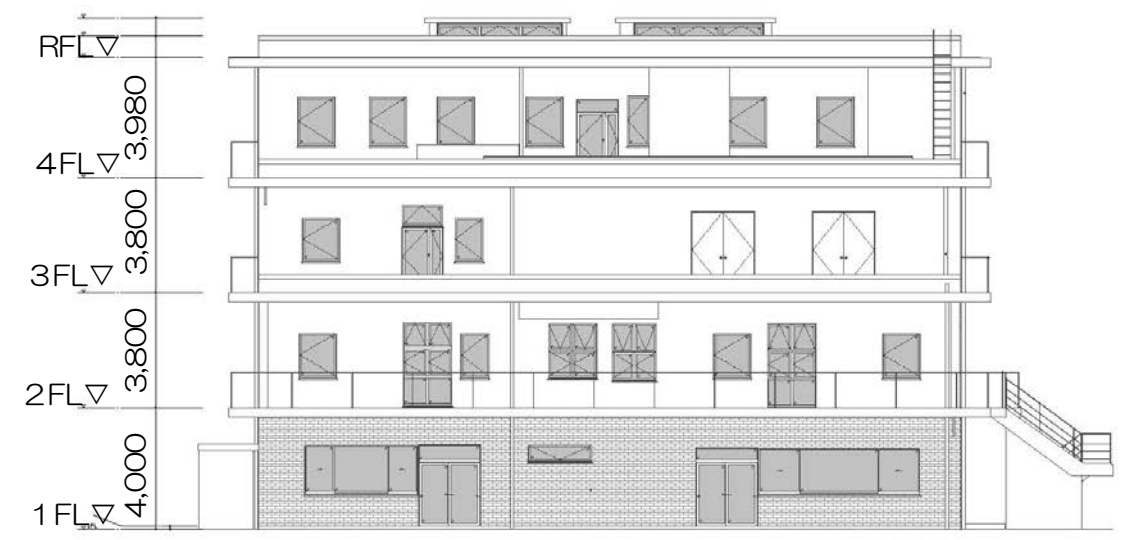


5 調理室 - d 1:100

備品リスト			
工事対応備品			
凡例	器具	数量	備考
A	家庭用流し台	1	2400×600×850
B	業務用流し台	1	2400×600×850
C	家庭用ガスレンジ(3口)	1	
D	吊戸棚	3	
E	業務用コンロ(3口)	1	900×600×800
F	ガス台型オープン	1	
G	食器棚	2	1800×640×2350×2個
H	手洗器	1	
I	ガス炊飯器置場	1	900×600×850
J	電子レンジ置場	1	900×600×850
K	レンジフード	1	
L	レンジフード	1	
M	作業台	1	1848×640×850
N	物置台	1	500×600×850
健康福祉局対応備品			
1	冷蔵庫	1	300~350L程度
2-1	ガス炊飯器	1	1.5升炊き 3,200kcal/h程度
2-2	ガス炊飯器	1	2升炊き 446×374×334.5
3	電子レンジ	1	
4	ワゴン	2	配膳用
5	可動式作業台	2	多目的室利用
	調理機器・食器	1	
	壁時計	1	
	消火器	1	



西側立面図

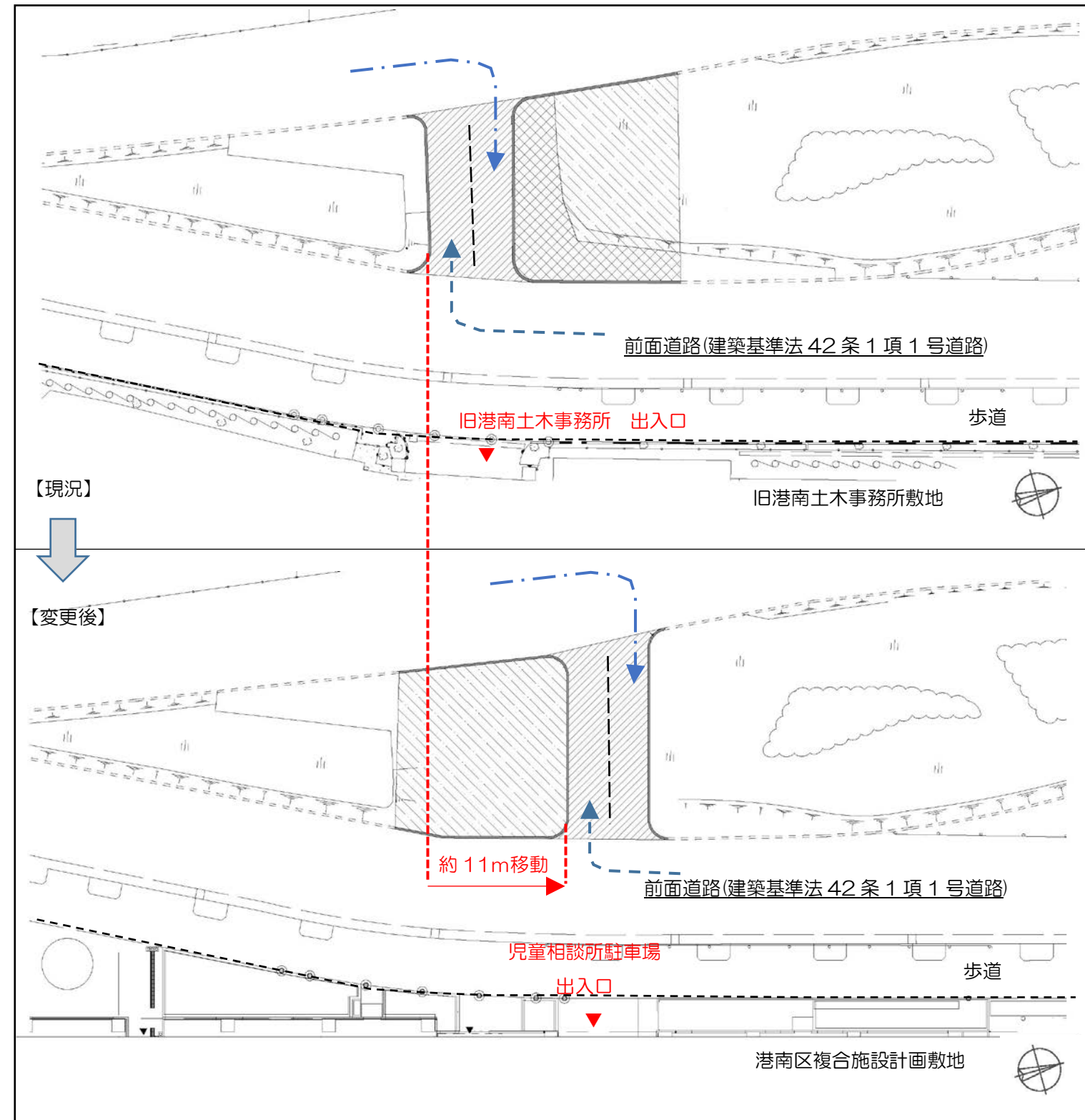


南側立面図

※今後の諸手続きにより、変更となる場合があります。

旧港南土木事務所の前面道路にあった中央分離帯については、関係各所との協議により、新しい建築物(児童相談所)の駐車場出入口に合わせた位置に設けることになりました。

既存より北側に約1.1m移動した位置を予定しています。



※今後の諸手続きにより、変更となる場合があります。

港南区複合公共施設（仮称）に係る「地域包括支援センター圏域」及び「施設名称」について

1 趣旨

旧港南土木事務所跡地に設置される標記の施設は、地域ケアプラザ、コミュニティハウス及び南部児童相談所の3つの機能を有する複合施設となります。

そのうち、地域ケアプラザに係る「地域包括支援センター圏域（以下、「包括圏域」）」及び地域ケアプラザ・コミュニティハウスの「施設名称」については、これまで地域の皆様との意見交換を重ねながら検討を進めてきました。

このたび、上記それぞれについて区役所最終案を決定しましたのでご報告いたします。

2 区役所最終案

(1) 包括圏域について

「上永谷1～6丁目」、「丸山台1～3丁目」及び「野庭町の一部」とします。

<考え方>

○「きめ細やかでより良いサービスの実現」に向けて、地域包括支援センターの機能を最大限発揮できるよう、次の3つのポイントに沿って考えました。

【ポイント1】

○当該施設が設置されるエリアは、現状、「1つの地域ケアプラザが複数の地区連合を担当している」、「1つの地区連合が複数の地域ケアプラザと関わっている（例：永野地区は主に4つの地域ケアプラザと関わっている）」という関係性にあります。

地域ケアプラザ名	包括圏域に含まれる主な地区連合名
東永谷	大久保最戸、永谷、永野
下永谷	下永谷、永野
野庭	野庭団地、野庭住宅、永野
日限山	ひぎり、永野

○今後、高齢化や生活の多様化が進むと、福祉や地域の担い手が不足する一方で、地域関係者や関係機関のさらなる連携が必要となります。

○こうした背景を踏まえ、圏域設定にあたっては「きめ細やかでより良いサービスの実現」とともに「地域関係者・地域ケアプラザ双方の負担軽減」にもつながるよう、**各地区と地域ケアプラザの関係性を整理するという視点**で検討しました。

○なお、①当該施設は永野地区に立地していること、②これまで永野地区の皆様から寄せられた要望を設計に反映していること、の2点を踏まえ、圏域の境界は**永野地区を中心に検討**しています。

【ポイント2】

○地域包括支援センターでは、通常、「保健師（看護師）・社会福祉士・主任ケアマネジャー」の3種類の専門職がそれぞれの強みを活かし、福祉・保健サービスの提供を行っています。

○制度上、包括圏域の高齢者人口が3,000人未満では、地域包括支援センターの配置職員数が3名から2名に減少してしまいます。（本来の役割を果たすことができなくなる可能性。）

○そのため、区内の全地域ケアプラザの包括圏域において、**3,000人以上の高齢者人口を確保**するように設定しました。

【ポイント3】

○運営法人決定後、新施設と既存施設との間で引継ぎを行う必要があります。

○この引継ぎに係る影響を極力小さくするため、**地区の異動は既存施設から新施設へのみ**とします。（既存施設間の異動は行わない。）

(2) 施設名称について

「上永谷駅前地域ケアプラザ」・「上永谷駅前コミュニティハウス」とします。

<考え方>

○左記「包括圏域」の中心に「上永谷駅」があることに着目し、「場所のイメージしやすさ・分かりやすさ」の観点から考えました。

※その他の候補について

○**地区連合の名称である「永野」**については、①永野連合は区内でも屈指の大きさを有していること、②「永野」を冠する施設である「永野小学校」と「永野幼稚園」がいずれも市営地下鉄より北側にあること、この2点から利用者が施設の場所をイメージしづらく、場所を勘違いしてしまう恐れがあると考えました。

○**所在地の名称である「丸山台」**については、①包括圏域の中心には地下鉄「上永谷駅」があること、②包括圏域には（丸山台以外にも）上永谷及び野庭町（の一部）が含まれている、この2点から「上永谷駅前」の方がより場所をイメージしやすく、分かりやすいと考えました。

○なお、「永野・丸山台」「馬洗橋」といった候補も検討しましたが、「上永谷駅前」の方が場所をイメージしやすく、分かりやすいと考えました。

3 説明経過

(1) 説明会概要

年月日	各種会議	場所
令和3年10月20日（水）	港南区連合町内会長連絡協議会	港南区役所
令和3年10月23日（土）	永野連合町内会	上永谷町内会館
令和3年11月9日（火）	港南区地区社会福祉協議会分科会	港南区社会福祉協議会
令和3年11月12日（金）	港南区民生委員児童委員協議会	港南区役所
令和3年11月15日（月）	永野地区民生委員児童委員協議会	下野庭町内会館
令和3年11月27日（土）	永野地区社会福祉協議会	上永谷町内会館
令和4年1月9日（日）	丸山台自治会役員会	丸山台第一自治会館

(2) 主な意見

「これまで築いてきた地域の“助け合い”や“つながり”の活動が途切れないようにして欲しい。」

(回答)

頂いたご意見は今後決定される法人との間でしっかりと共有するとともに、区役所や他の地域ケアプラザとの連携・協働の在り方などについて協議していきます。また、施設運営がスタートした後も、地域の方々との議論・意見交換の場を設けていきます。

「距離の遠さや坂道などで不便を感じる人もいると思う。交通の便に配慮して欲しい。」

(回答)

地域ケアプラザでは、相談者の状況に応じ、お電話やご自宅に職員が出張するなど、施設にご足労頂かない形でも各種の相談に対応しています。その他、各種事業につきましても、地域の活動にあわせて出張もしています。また、運営法人が決定した際には、交通の便にかかるより具体的な問題を共有し、どのように対応できるかを当該法人とも協議していきます。

「地域ケアプラザとコミュニティハウスで別々の名前はできないのか。」

(回答)

今回整備する複合施設では、地域ケアプラザとコミュニティハウスを利用するにあたって、地域の皆さまのご要望であった150人規模の集会スペースの確保といった設計上の工夫を行ったこともあり、一部両施設を明確には線引きできない仕様（一体的に利用できる仕様）になっています。そのため、名称を施設ごとに分けるのは混乱を招くと考え、同一名称としました。

4 今後のスケジュール（予定）

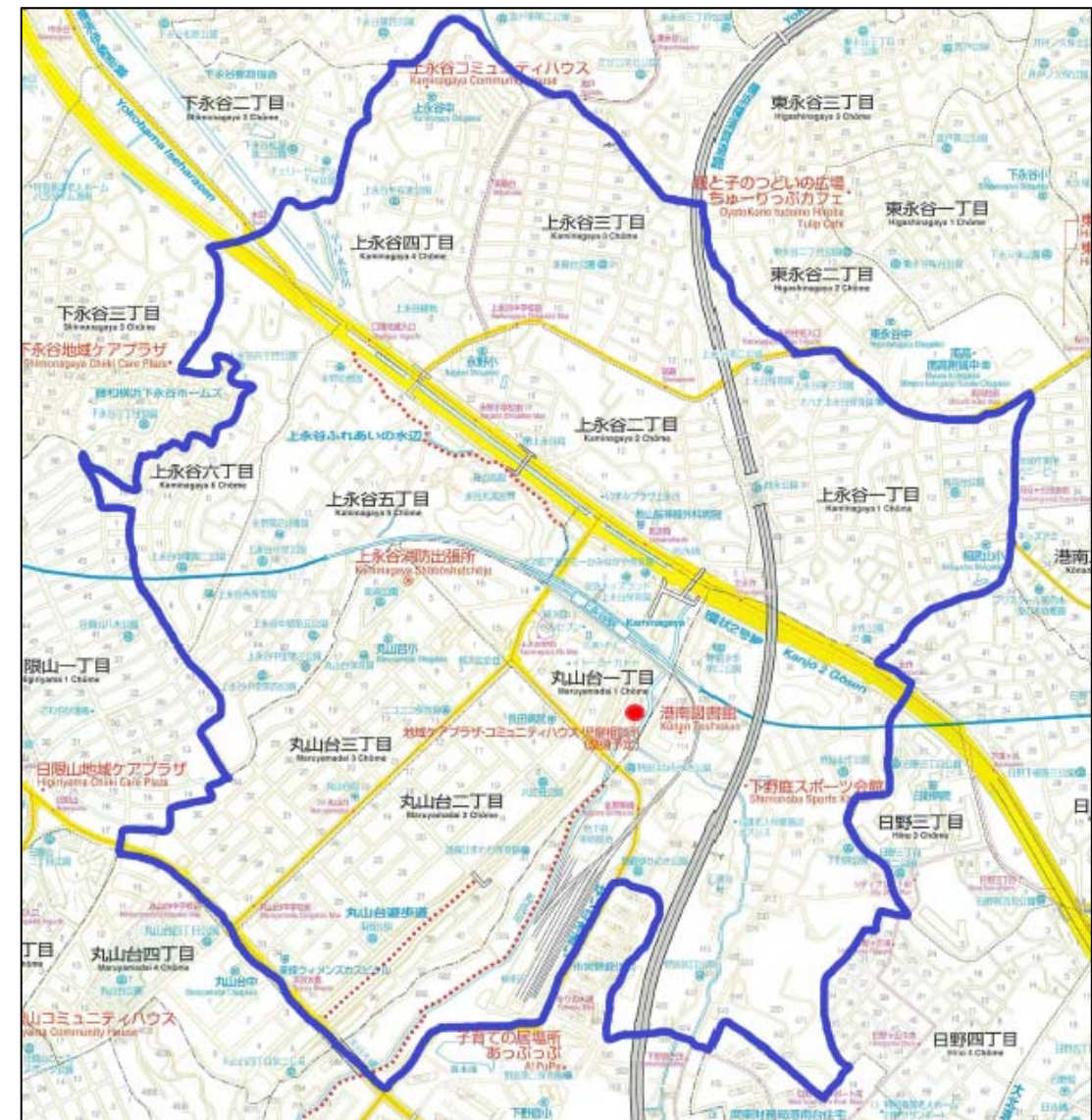
	区	市・議会
令和3年度	2月：第3回建設懇談会 施設整備の進捗状況報告 (包括圏域案・名称案含む)	
令和4年度	6月：港南区地域福祉保健推進協議会 包括圏域案・名称案の報告	秋頃：横浜市会 「施設設置条例」の改正案提出
	秋頃：指定管理法人の選定 指定管理法人の選定手続き開始	議決後
令和5年度	指定管理法人の候補者決定	秋頃：横浜市会 指定管理法人の候補者案提出
令和6年度開所予定		

※今後の社会情勢により変更の可能性があります。

【担当】 港南区役所区政推進課（電話：045-847-8319 ファクス：045-841-7030）
港南区役所福祉保健課（電話：045-847-8441 ファクス：045-846-5981）

(参考)

(1) 包括圏域の詳細地図



(2) 区内各包括圏域の高齢者人口（令和3年3月末時点）

プラザ名	変更前：高齢者人口	増減	変更後：高齢者人口
港南台	8,821		8,821
東永谷	8,015	▲2,451	5,564
下永谷	5,380	▲1,645	3,735
野庭	7,892	▲866	7,026
日下	5,197		5,197
港南中央	10,574		10,574
日野南	5,653		5,653
芹が谷	5,451		5,451
日限山	4,787	▲1,571	3,216
(案)上永谷駅前	—	+6,533	6,533